

公益財団法人文教協会との契約実績等について
(平成21年度～平成28年度)

○委託契約（28年度）

免許更新制高度化のための調査研究事業

契約金額：3,910,416円

契約内容の概要：免許状更新講習の講習内容及び免許管理の在り方等を高度化し、教員免許更新制の円滑な運用や全国の免許状更新講習の質の向上に資するための調査研究事業

○書籍・雑誌購入（全国大学一覧他）

(平成21年度) 8,206,150円

(平成22年度) 6,018,740円

(平成23年度) 5,738,700円

(平成24年度) 5,696,080円

(平成25年度) 5,343,230円

(平成26年度) 4,005,004円

(平成27年度) 3,752,757円

(平成28年度) 4,954,285円

○文部科学省からの補助金

(平成21年度) 大学改革推進等補助金（公表・普及事業）

交付決定額：49,874,000円

(平成28年度)

教員免許管理システム開発費補助金

交付決定額：50,695,200円

※上記は、平成29年1月26日現在把握しているもの

平成29年2月2日(木) 衆議院予算委員会 民進党・無所属クラブ 後藤祐一

出典：公益財団法人文教協会の契約実績等について(平成21年度～平成28年度)(文部科学省提供資料)

独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について

〔平成21年9月29日
閣議決定〕

独立行政法人及び特殊法人（以下「独立行政法人等」という。）の役員人事の在り方については、今後、独立行政法人等の抜本的な見直しや国家公務員制度改革の議論を踏まえた上で検討を行うこととしているが、それまでの間は、暫定的な措置として、以下により対応することとする。

なお、独立行政法人の役員のうち、所管大臣が任命権を有さない者については、各法人において以下の趣旨を踏まえた任免が行われるよう、所管府省から要請するものとする。

1 平成21年9月末に任期満了等となる独立行政法人等の役員人事

- (1) 所管大臣が、各法人の事業運営や役員数、報酬等について点検を行った上で、引き続き当該役員ポストの任命が必要と判断する場合には、内閣官房長官と協議の上、後任者の任命を行う。
- (2) 公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、①現在、公務員OBが役員に就任しているポストについて後任者を任命しようとする場合及び②新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合には、公募により後任者の選考を行う。
- (3) 公募による役員の任命は、職務内容書（ジョブディスクリプション）の作成や外部の有識者による選考委員会の開催など選考の公平性及び透明性を十分に確保するために、3か月程度の期間をかけて（本年12月末までに）行う。

なお、現在役員に就任している者も含め、公務員OBからの応募も認める。

- (4) 上記の作業に伴い、9月末までに後任者の任命を行うことは困難であることから、法人の運営に支障を生じるおそれがある場合には、公募による後任者の任命までの間、現任者の再任について、本人の同意を条件に、認める。

2 平成21年10月以降に任期満了等となる役員人事

上記1の取扱いに準じて、対応するものとする。

事務連絡
平成 26 年 12 月 17 日

各府省官房長 各位

内閣官房行政改革推進本部事務局長

独立行政法人の役員人事に係る任命手続について

去る 6 月 13 日に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるところである。

同法においては、国会審議において、主務大臣が法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めることとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努める旨規定されたところである（同法による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 20 条第 3 項）。

また、改正法の附帯決議（衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会）においても、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく公募は引き続き行うこととされている。

こうした点を踏まえ、平成 27 年 4 月 1 日以降に任命が予定されている独立行政法人の役員人事に係る任命に際しては、下記の取組を行うこととされたい。

記

- 1 「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成 21 年 9 月 29 日閣議決定）に基づく公募は、引き続きこれまでどおり実施すること。
- 2 改正法による改正後の独立行政法人通則法第 20 条第 3 項の規定の趣旨を踏まえ、主務大臣が独立行政法人の長又は監事を任命する際に公募によらない場合は、関係機関・団体等への候補者の推薦の求め、外部有識者の意見の聴取等により適任者を選定・確保するよう努めるとともに、任命理由等の公表により任命にかかる透明性の確保を図ること。

以上